

## 第12 定期点検

(製造所等の定期点検等)

法第14条の3の2

1 製造所等の定期点検の方法については、次の通知等によるものとする。

(1) 製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について

通知名等	通知日等
製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について	H3.5.29 消防危第48号通知
地下タンク等の定期点検の指導指針の一部改正について	H11.6.15 消防危第57号通知
「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正について	H13.3.27 消防危第37号通知
浮き屋根式屋外貯蔵タンクのローリングラダー（可動はしご）の異常に起因する危険物流出事故の防止対策及び「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正について	H20.9.30 消防危第350号通知
「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正について	H21.2.27 消防危第34号通知
危険物規制事務に関する執務資料の送付について	H22.12.28 消防危第297号質疑
「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正について (い)	R3.3.26 消防危第43号通知

(2) 地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について

通知名等	通知日等
地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について	H16.3.18 消防危第33号通知
「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」の一部改正について	H19.3.28 消防危第66号通知
既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について	H22.7.8 消防危第144号通知

(3) 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの点検について (H31.4.19 消防危第89号質疑)

統計的手法を用いた漏れの点検方法は、危険物の流出の有無に関する検知精度について、第三者機関の評価を受けている等、客観的に確認されている場合に認められる。

### 【統計的手法を用いた漏れの点検方法】

設置者等が、1日に1回以上の割合で、地下貯蔵タンクへの受入量、払出量及びタンク内の危険物の量を継続的に記録し、当該液量の情報に基づき分析者（法人を含む。）が統計的手法を用いて分析を行うことにより、直径0.3ミリメートル以下の開口部からの危険物の流出の有無を確認することができる方法

(4) 地下埋設配管の漏れの点検について (H31.4.19 消防危第89号質疑)

令第13条第1項第8号に規定する通気管は、その一部が地盤面下に設置されている場合であっても、規則第62条の5の3に規定する「地下埋設配管」に該当しない。